

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

築上町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡県築上町長

公表日

令和3年9月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	「築上町子ども医療費の支給に関する条例」、「築上町子ども医療費の支給に関する条例施行規則」に基づき、子ども医療費の受給資格者に対し、子ども医療証を交付し、受給資格者の医療費の一部を支給する事務等を行い、主に以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①子ども医療費受給資格の認定申請の受付、審査、決定に関する事務 ②資格認定要件に必要な所得情報などの照会に関する事務 ③受給資格者情報の管理に関する事務 ④子ども医療費支給額の支払いに関する事務 ⑤その他諸届の処理に関する事務
③システムの名称	・Acrocity福祉総合子ども医療
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及特定個人情報の提供に関する条例（平成27年築上町条例第26号） ・第4条第1項 別表第1の1の項 2. 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年築上町規則第13号） ・第2条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	保険福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 住所:福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 TEL:0930-56-0300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険福祉課 住所:福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2 TEL:0930-56-0300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 5.② 所属長	住民課長 加藤 秀隆	住民課長 神崎 博子	事後	人事異動に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月12日	事務名及び名称の変更	こども	子ども	事後	
平成30年4月12日	3. 個人番号の利用	条例（平成27年築上町条例第26号） ・第4条第1項 別表第1の2の項 施行規則（平成27年築上町規則第13号） ・第2条第2項	条例（平成27年築上町条例第26号） ・第4条第1項 別表第1の1の項 施行規則（平成27年築上町規則第13号） ・第2条第1項	事後	
令和1年10月4日	I 1. ③ システムの名称	・Acrocity乳幼児医療費助成	・Acrocity福祉総合子ども医療		システム更新により、システム名称を変更
令和3年2月26日	課名	住民課	子育て・健康支援課		機構改革による変更
令和3年9月21日	課名	子育て・健康支援課	保険福祉課		